

特定非営利活動法人みんなの
定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人みんなのという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市中区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、横浜市中区を中心とする地域において、親と子が地域の人、場所及び活動と出会い、安心して集い、交流し、相談し、地域とのつながりを育むことのできる場づくりを進めるとともに、子ども及び若者が自ら過ごし方、学び及び体験の幅を広げられるよう支援し、あわせて横浜市に暮らす人又は横浜市に縁のある人が、希望する暮らし方・生き方を実現するための学び、対話及び協働の機会をつくる事業を行うことにより、子ども、保護者、若者及び地域の人々が孤立することなく、互いに支え合いながら健やかに暮らすことのできる地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 親と子が地域の人、場所及び活動等と出会い、安心して過ごし、交流し、相談し、必要な情報を得ることのできる場づくり及びその運営に関する事業
- (2) 子ども及び若者が、自ら過ごし方、学び及び体験の幅を広げることを支援する事業
- (3) 横浜市に暮らす人又は横浜市に縁のある人が、希望する暮らし方・生き方を実現するための学び、対話、交流、情報提供及び協働の場づくりに関する事業
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の運営に参画する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を賛助し、又は後援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

3 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選出された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また任期満了後後任の役員が選任されていない

場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織及び運営に関する重要事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 3 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 2 週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が担保されているものに限る。以下同じ。）によって総会に参加し、表決することができる。

4 前 2 項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第3項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって理事会に参加し、表決することができる。

4 前2項の規定により表決した理事は、第36条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品

- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第49条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、法第31条第1項に掲げる事由により解散する。

2 法第31条第1項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから、総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

2 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 丸山 真澄

理事 猪股 祥子

理事 SUZUKI SUBONGKOT

監事 尾崎 恵理加

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2 事業年度が終了した後の最初の通常総会が終結するまでとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金 0 円

年会費 個人 3,000 円 団体 5,000 円

(2) 賛助会員 入会金 0 円

年会費 個人 1 口 1,000 円(1 口以上) 団体 1 口 5,000 円(1 口以上)

(設 立 認 証 申 請 用)

役 員 名 簿

フリガナ	トクテイヒエイリカツドウホウジンミンナノ
特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人みんなの

役 名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無	備 考
理事	マヤマ マミ 丸山 真澄		なし	理事長
理事	イノカ ショウコ 猪股 祥子		なし	
理事	スズキ スボンコト SUZUKI SUBONGKOT		なし	
監事	オノエ エリカ 尾崎 恵理加		なし	

- ◇ 役員は、法第20条の欠格事由に該当しないこと、法第21条による親族規定に反しないことが必要です。
- ◇ 親族規定の考え方
役員総数が5人以下の場合、配偶者も三親等以内の親族（以下、「親族等」といいます。）（※）も含むことはできません。
役員総数が6人以上の場合、各役員につき、1人だけ親族等を含むことができます。
（※）三親等以内の親族
父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）（6ページ参照）
- ◇ 役員報酬を受けることができる者は、役員総数の3分の1以下です。

設 立 趣 旨 書

私たちは、横浜市中区を中心に、地域で子育てをする親子が安心して集い、交流し、つながることのできる場づくりを目的として、2021年より任意団体として活動を続けてまいりました。

これまで、未就学児から小学生の子どもと地域住民を主な対象とし、大学生や他の活動グループ等の協力も得ながら、月3回程度、親子で楽しめるイベントや交流の機会を継続的に開催してきました。活動においては、親子が気軽に参加できること、地域の中で無理なくつながりを持てること、多様な世代や立場の人が関わることを大切にしながら、地域に根ざした場づくりに取り組んでまいりました。

こうした活動を続ける中で、子どもたちの成長だけでなく、親子同士のつながりや、地域で活動するさまざまな人々との関係が少しずつ広がっていく様子を実感してきました。特に、子どもが小さい時期に地域との接点を持つことは、子育てにかかわる大人の孤立を防ぎ、子育てだけでなく、この地域で暮らしていくことへの安心感を育むうえで大きな意味を持つと考えています。子どもも大人も地域の中で気軽に立ち寄り、相談し、交流できる場の存在は、子どもの健やかな育ちを支えるだけでなく、そこにかかわりうる若者や大人にとっても支えとなるものです。また、子ども及び若者が地域の中で多様な学びや体験に出会い、自ら過ごし方を広げていける機会を支えることも、私たちが大切にしている活動の一つです。

一方で、地域にはそのような場や機会が十分にあるとは言えず、継続的かつ安定的に運営される場の必要性を強く感じるようになりました。また、これまでの任意団体としての活動を通じて、活動の公益性や必要性に対する手応えを得る一方、今後さらに地域に貢献していくためには、組織としての継続性、信頼性、透明性をより高めていく必要があると考えるに至りました。

法人化により、組織運営の明確化と安定化を図るとともに、事業の継続性を高め、地域住民、関係団体、教育機関、行政等との連携をより一層深めていきたいと考えています。そして、親子が安心して過ごせる場づくり、地域の中で子育てを支え合う関係づくり、多様な世代がつながる地域づくりを推進し、子どもと、これにかかわる若者や大人が地域の中で孤立することなく、健やかに暮らしていける環境づくりに寄与してまいりたいと考えております。

以上の趣旨により、ここに特定非営利活動法人を設立し、親と子が安心して過ごせる場づくり、子ども及び若者の学びや体験を支える活動並びに地域のつながりを育む活動を継続的に行うことを通じて、地域社会の福祉の増進、子どもの健全育成及びまちづくりの推進に寄与することを目指し、設立を申請するものです。

令和8年6月14日

法人の名称 特定非営利活動法人みんなの

設立代表者 丸山 真澄

令和 8 年度事業計画書
法人の名称 特定非営利活動法人みんなの

1 事業活動方針

法人設立初年度である令和 8 年度は、これまで任意団体として取り組んできた活動を継続しつつ、法人化を契機として、横浜市中区を中心とする地域において、親と子が安心して過ごし、交流し、相談できる場づくり及びその運営をより安定的に進めるとともに、子ども及び若者が多様な学びや体験に出会える機会を広げていく。

また、地域の人、場所及び活動とのつながりを育みながら、事業運営に必要な体制、役割分担、会計管理及び関係者との連携の基盤を整え、継続的かつ発展的な活動につなげていくことを目指す。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 親と子が地域の人、場所及び活動等と出会い、安心して過ごし、交流し、相談し、必要な情報を得ることのできる場づくり及びその運営に関する事業

ア 親子が安心して集える居場所の運営

・内 容 これまで任意団体として取り組んできた親子の居場所づくりの活動を継続し、法人化により運営体制を整えることで、横浜市中区を中心とする地域において、親と子が気軽に立ち寄り、安心して過ごし、交流し、相談できる場をより安定的に企画・運営する。あわせて、地域の人や地域資源とつながる機会を設け、孤立しにくい関係づくりを進める。必要に応じて、子育てや地域資源に関する情報提供も行う。

・日 時 毎月約 1 回

・場 所 横浜市中区を中心とする地域の公共施設、集会所、地域拠点

・従事者人員 毎回約 3 人

・受益対象者 主として乳幼児・子どもとその保護者、地域の子育て家庭 約 120 人

・支出見込額 137,798 円

② 子ども及び若者が、自ら過ごし方、学び及び体験の幅を広げることを支援する事業

・内 容 これまで任意団体として行ってきた子ども及び若者の体験機会づくりの活動を継続し、法人化を通じて実施体制をより明確にすることで、子ども及び若者が自ら過ごし方を選び、学びや体験の幅を広げられるよう、工作、交流、外遊び、対話その他の体験活動の機会を企画・実施する。参加者同士や地域との関わりを通じて、自分らしく過ごせる機会を増やす。

・日 時 毎月約 2 回

・場 所 横浜市中区を中心とする地域の公共施設、集会所、地域拠点、屋外活動場所その他事業実施に適した場所

・従事者人員 毎回約 3 人

・受益対象者 主として子ども及び若者 約 100 人

・支出見込額 130,805 円

③ 横浜시에暮らす人又は横浜시에縁のある人が、希望する暮らし方・生き方を実現するための学び、対話、交流、情報提供及び協働の場づくりに関する事業

令和 8 年度は実施に向けた準備を行う。

令和 9 年 度 事 業 計 画 書
法人の名称 特定非営利活動法人みんなの

1 事業活動方針

令和 9 年度は、これまでの任意団体としての活動実績と、前年度の法人設立初年度に整えた運営基盤を踏まえ、親と子が安心して過ごし、交流し、相談できる場づくり及びその運営の取組を継続・充実させるとともに、子ども及び若者が自ら過ごし方、学び及び体験の幅を広げられる機会をより発展的に実施する。

また、法人化により整えた運営体制を生かし、地域の関係者、活動団体及び利用者とのつながりを一層深めながら、地域の中で互いに支え合える関係づくりを進め、法人として安定的かつ継続的に事業を実施できる体制の強化を図る。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 親と子が地域の人、場所及び活動等と出会い、安心して過ごし、交流し、相談し、必要な情報を得ることのできる場づくり及びその運営に関する事業

ア 親と子が安心して集い、過ごすことのできる場の企画及び運営

・内 容 任意団体として積み重ねてきた親子の場づくりの活動を継続し、前年度に整えた法人としての運営基盤をもとに、親と子が地域の人、場所及び活動と出会い、安心して過ごし、交流し、相談することのできる場を継続的かつ安定的に運営する。親子同士のつながりづくりに加え、必要に応じて相談や情報提供を行い、地域との関係づくりをより充実させる。

・日 時 毎月約 1 回

・場 所 横浜市中区を中心とする地域の公共施設、集会所、地域拠点

・従事者人員 毎回約 3 人

・受益対象者 主として乳幼児・子どもとその保護者、地域の子育て家庭 約 180 人

・支出見込額 178,356 円

② 子ども及び若者が、自ら過ごし方、学び及び体験の幅を広げることを支援する事業

・内 容 任意団体として継続してきた子ども及び若者の学び・体験支援の活動を基礎とし、前年度に整えた法人の実施体制を生かして、子ども及び若者が、自らの関心に応じて過ごし方、学び及び体験の幅を広げることができるよう、体験活動、交流活動、創作活動、外遊びその他の機会を継続的かつ発展的に企画・実施する。地域の人や場との関わりを通じて、主体性や安心感を育む。

・日 時 毎月約 2 回

・場 所 横浜市中区を中心とする地域の公共施設、集会所、地域拠点、屋外活動場所その他事業実施に適した場所

・従事者人員 毎回約 3 人

・受益対象者 主として子ども及び若者 約 140 人

・支出見込額 166,044 円

③ 横浜시에暮らす人又は横浜시에縁のある人が、希望する暮らし方・生き方を実現するための学び、対話、交流、情報提供及び協働の場づくりに関する事業

・内 容 本牧地域（主に本牧通りを中心とした麦田から本牧間門までの地域）で活動する子ども・若者向け支援団体との情報交換会を実施するとともに、各団体の活動をまとめて知ることができる情報サイト又は情報誌の作成に取り組む。これらの機会を通じて、団体同士の対話や協働事業につなげ、関わりの

ある子ども・若者及び大人たちが、より安心してこの地域で遊び、体験し、学べる環境を整えていく。

- ・ 日 時 会議は年数回を予定、情報提供のための連絡調整は適宜行う
- ・ 場 所 地域内の集会所等を予定
- ・ 従事者人員 各回約 2 人
- ・ 受益対象者 主として子ども・若者を対象として活動を行う活動者及び地域住民 未定
- ・ 支出見込額 70,900 円

活動予算書

成立の日から令和9年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人みんなの

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	30,000	30,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	20,000	20,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	135,000	135,000	
4. 事業収益			
自主事業収益(利用料等)	127,390	127,390	
5. その他収益			
雑収益	0	0	
経常収益計			312,390
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
賃借料	64,000		
車両費	2,000		
旅費交通費	2,640		
消耗品費	112,924		
保険料	15,680		
印刷製本費	21,959		
諸謝金	44,000		
支払手数料	5,400		
その他経費計	268,603		
事業費計		268,603	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	15,000		
会議費	3,000		
通信運搬費	1,500		
支払手数料	6,000		
印刷製本費	7,000		
賃借料	9,000		
その他経費計	41,500		
管理費計		41,500	
経常費用計			310,103
当期経常増減額			2,287
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			2,287
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			2,287

活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人みんなの

(単位:円)

科目		金額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	30,000	30,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	20,000	20,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	250,900	250,900	
4. 事業収益			
自主事業収益(利用料等)	166,300	166,300	
5. その他収益			
雑収益	0	0	
経常収益計			467,200
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)			
給料手当	45,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	45,000		
(2) その他経費			
賃借料	91,200		
車両費	2,000		
旅費交通費	2,640		
消耗品費	148,000		
保険料	20,720		
印刷製本費	28,640		
諸謝金	71,700		
支払手数料	5,400		
その他経費計	370,300		
事業費計		415,300	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	20,000		
会議費	3,000		
通信運搬費	3,000		
支払手数料	3,000		
印刷製本費	6,000		
賃借料	14,000		
その他経費計	49,000		
管理費計		49,000	
経常費用計			464,300
当期経常増減額			2,900
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			2,900
前期繰越正味財産額			2,287
次期繰越正味財産額			5,187